

## 平成30年度私立大学研究ブランディング事業の選定プロセスの 各段階におけるチェックの結果について

平成31年2月13日

文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム

### 1. 経緯

「平成30年度私立大学研究ブランディング事業」の調査・検証に当たっては、文部科学省の他の公募型事業と同様、選定プロセスに文部科学省職員を含めた特定の者の恣意的な意向が反映されない制度や運用となっているかに加え、本件事業については、特に社会的関心も高いことから、以下のような支援対象の決定までのプロセスの各段階において、調査・検証チームに設置された作業チームの弁護士（八尾光善弁護士及び池田大介弁護士）がチェックを行いながら手続きを実施することとし、これによりその適正性を確認することとした。

- i) 事業委員会委員の選任（平成30年9月20日）
  - 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- ii) 審査部会委員の書面審査分担決定（平成30年9月20日）
  - 利害関係者・利益相反者の排除等の観点から作業チームがチェック
- iii) 書面審査結果の集計・事業委員会向け資料の作成（平成30年12月19日）
  - 審査委員会の公平性・公正性確保等の観点から作業チームがチェック
- iv) 事業委員会による最終決定（平成31年1月18日）
  - 審査委員会の公平性・公正性確保等の観点から作業チームが会議に立ち会い、チェック
- v) 採択結果に係る決裁等（平成31年2月（予定））
  - 決裁過程以降について審査結果の恣意的な変更の排除の観点から作業チームがチェック

「文部科学省幹部職員事案等に関する調査報告（中間まとめ）（平成30年10月16日 文部科学省幹部職員の事案等に関する調査・検証チーム）」において、事業担当者へのヒアリング等を通じて確認を行った結果、上記の i) については、事業委員会の委員の選任において、各私学団体関係者や有識者等により構成され、特定の者の恣意的な意向が反映されないよう、審査の公平性・客観性に配慮した選考を行っていること、ii) については、審査部会委員の書面審査委員の分担決定は、申請大学及び審査委員を機械的に配置した上で、利害関係がある場合は、利害関係者が担当しないように除外し、不公正や恣意が生じないように決定していることが確認された。

その後、上記のiii)及びiv)について、事業担当者へのヒアリングや事業委員会への立ち合い等を通じて、作業チームによるチェックを行った。

## 2. チェックの結果

iii)については、書面審査結果の集計・事業委員会向け資料の作成に関して、書面審査結果の点数について、採点の結果を偏差値化した上で、標準偏差にあてはめることで、各委員の点数の偏りを無くした上で、その評価値を得点順に一覧化しており、個々の委員による有利・不利が生じないように配慮したこと、iv)については、事業委員会による最終決定において、利害関係者を排した上で、委員により書面審査の結果を踏まえた採択と順位について議論が行われ、公平・公正で、恣意が排除される手続きにより採択を決定していることを確認した。

また、中間まとめにおいて、公平性・客観性をより確実に担保するため、事業担当課に、①事業委員会委員に対して、利害関係があると思われる大学について事前に申告するよう、担当課より文書にて説明すること、②利害関係者や利益相反者の範囲について、過去に遡って確認する年数の適切な範囲を検討することを求めているところ、①については担当課から事業委員会委員に対して文書による説明が行われ、②については、利害関係者等の範囲について過去10年に遡ることとされ、それぞれ適切な対応が取られたことを確認した。

以上i)～iv)の支援対象決定までのプロセスの各段階において、作業チームによるチェックを行った上で、調査・検証チームにおいて平成30年度の私立大学研究ブランディング事業の選定プロセスの適正性を確認した。

なお、v)については、事業委員会による最終決定通りに決裁等が行われているかどうかを確認する作業となるが、今後、作業チームにおいて確認を行うこととし、調査・検証チームに報告を行うこととする。